

令和3年10月15日  
総務部被災者支援担当

## 被災者支援の状況について

### 1 江東区内の被災者受け入れ状況

区内の避難者は、令和3年9月末現在111世帯（3月末：△9世帯）203人（3月末：△11人）である。

（別表参照）

### 2 被災者への主な支援状況

(1) 令和3年7月12日から8月22日まで4回目の緊急事態宣言が発出された。8月22日に9月13日まで延長され、その後9月30日まで再々延長された。

例年、避難者の皆様方をご招待していた「江東花火大会」は、令和2年度に続き、令和3年度も中止となる。その他の催し物も行われていない。

このような状況下においても、密を避け、被災者の安全に留意しながら被災者の孤立化防止に向け、江東区社会福祉協議会、江東区保健所が以下の支援事業を引き続き実施している。

(2) 江東区社会福祉協議会

・「戸別訪問」（安否確認や相談）

4月	訪問件数	24戸	電話相談	11件
5月	緊急事態宣言により未実施		電話相談	11件
6月	緊急事態宣言により未実施		電話相談	9件
7月	訪問件数	21戸	電話相談	11件
8月	訪問件数	30戸	電話相談	18件
9月	緊急事態宣言により未実施		電話相談	21件

・避難者同士の交流の場である「東雲サロン」は、令和2年度は、第1回目の緊急事態宣言解除後、月1回を目途に実施していたが、コロナ禍であり、令和2年10月下旬以降実施できていないが、緊急事態宣言解除後、年内には再開する方向で検討している。

(3) 江東区保健所

・「健康相談」（精神科医・保健師による個別相談、月1回）

・「定期訪問」（全戸訪問を目標に月1回訪問）

4月	訪問件数	34戸
5月	訪問件数	30戸
6月	訪問件数	35戸
7月	訪問件数	25戸
8月	緊急事態宣言により未実施	
9月	訪問件数	34戸

### 3 被災三県の応急仮設住宅供与状況について

発災から10年6か月を経て、被災地での復興は日々着実に進展している。被災三県の応急仮設住宅の供与状況については以下のとおりである。

#### (1) 福島県

大熊町、双葉町については、令和5年3月末まで、供与期間の延長が、令和3年9月3日に発表された。その他の地域については、令和2年3月末に供与期間終了となった。特定延長についても、令和3年3月末で終了となった。

#### (2) 岩手県

全ての地域について、令和2年3月末に供与期間終了となった。特定延長についても、令和3年3月末で終了となった。

#### (3) 宮城県

全ての地域について、令和2年3月末に供与期間終了となった。特定延長についても、令和3年3月末で終了となった。

本区としては、避難者それぞれの置かれた状況に寄り添いながら、引き続き被災各県、東京都、社会福祉協議会と連携し、できる限りの支援を継続していくものとする。